

I. 設置の趣旨及び必要性

1. 三重大学医学部看護学科の沿革

三重大学医学部看護学科の母体は、三重県立医学専門学校附属医院甲種看護婦養成所である。戦後、看護教育水準向上のため保健婦助産婦看護婦令が公布され、それに伴い 1948（昭和 23）年 4 月に高等学校卒業者の 3 年間の看護婦養成所となった。その後、1974（昭和 49）年、三重県立大学医学部の国立移管により三重大学医学部附属看護学校と名称を変更した。この間、本学は三重県内の看護婦養成や、保健・医療・福祉に多大な貢献をしてきた。

1988（昭和 63）年、三重大学医学部附属看護学校の歴史と伝統を受け継ぎ、医療技術短期大学部が国立大学 21 校目として開学し、1989（平成元）年に第 1 期生を受け入れた。短大化は長年の懸案事項であったが、設置を模索している間にも、社会の保健医療ニーズは複雑・多様化し、より質の高い看護が提供できる人材が求められるようになり、看護基礎教育の学士教育化が必要となった。

そして、1998（平成 10）年 4 月に三重大学医学部看護学科として第 1 期生を受け入れることとなった。現在、4 年制大学に移行されて 16 年が経ち、その間に毎年、約 80 名の看護師と約 5 名の助産師、編入生を入れた約 90 名の保健師教育を行い、2014（平成 26）年 3 月までに約 1,200 名の学士号をもつ看護職者を社会に輩出してきた。

本学における看護学の大学院教育は、すでに昭和 50 年に博士課程として設置していた医学研究科を医学系研究科と名称を変更して修士課程を設置し、平成 13 年に医科学専攻、次いで看護学科が完成年度を迎えた翌年の平成 14 年に看護学専攻を設置した。修士課程看護学専攻の円滑な設置は、地域や国内の社会的ニーズに応えるものであり、その後 12 年間、専門機関の教育・研究者および高度看護実践者、保健医療現場のリーダーと、社会的ニーズの高い人材の育成に重点を置くことを理念として、三重という地域に根ざした地域圏大学として保健医療の発展に貢献してきた。

三重大学大学院修士課程看護学専攻は、広い視野と豊かな人間性をもって優れた看護サービスを提供できる看護専門職者を養成し、社会のニーズに沿った保健・医療・福祉の向上と看護の発展に寄与することを使命としている。修士課程設置後 12 年が経過し、修了生 125 人は病院管理者や専門看護師、教育者等として活躍している。特に、高度な看護実践者養成のためのがん看護専門看護師コースは、他の国立大学に先立って開設され、三重県をはじめとする東海地域、関西地域、関東地域の病院や地域医療へ修了者を輩出し、がん看護領域の発展に多大な貢献をしてきた。

2. 設置の趣旨及び必要性

1) 三重県の特性

三重大学がある三重県は、名古屋圏と大阪圏という大都市圏の中間に位置し、生産年齢

の人口は都市へと流出するためになくなる一方、定年後の U ターンにより高齢者人口が多くなる傾向にあり、人口減少と高齢化が著しい県の一つである。

県全体の健康特性を鳥瞰すると、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」が男女ともに主要死因であり、60 歳以上の年齢層において糖尿病のリスク者が多いという特徴が見出され、こうした問題点に対して、医療を中心とした集中的な対応が進められている。

例えば、がんに対して、がん対策基本法のもとで県内にある 4 か所の病院を拠点とした対応が進められており、本学の修士課程看護学専攻からも、がん看護専門看護師や他の修了生を多数輩出し、対応の充実に貢献しているところであるが、保健医療の高度化や複雑化の中で、さらなる高度な臨床看護能力、現場の問題を科学的に解決できる能力、様々な専門職と連携しケアを提供できるチームケア能力、さらには国や自治体の健康課題を解決するための企画力や政策力が求められている。

また、三重県は南北に細長く、山間部、海岸部、離島など多様な地理的特性を持っており、この特性の中で生活を営む人々は、複雑で多種の問題点を抱えそれぞれの地域によって特徴的な保健医療福祉ニーズがあり、必要とされる対策も異なる。

都市圏から離れた南の地域は漁業や林業によって経済が支えられており、人口減少と高齢化に拍車がかかっている。

そして、四日市市に代表される北勢部は、都市型の文化圏で大企業が多く、生活習慣病やメンタルヘルス対策などが必要である。

一方、伊賀地域は、関西方面の新興住宅地として 45 年前から開発が進められており、育児支援不足や急激な高齢化が課題となっているといった様々な異なる特色を有する地域の集まりである。

2) 三重県看護協会や県内の看護大学等からの早急な設置についての要望等

上記の特性をもつ三重県では、各地域の現状に即した細やかな対応が求められるだけでなく、保健医療の状況や変化を捉えて、将来に向けた解決策を探る必要性があり、三重県内の看護職能団体、看護教育機関等から本学に対し看護職の人材養成にかかる要望等が届いている。

三重県看護協会は、多機関で働く看護職が連携を強化し、提供する看護の質を高めるために、修士課程において専門職として必要な質の高い教育を受けた後、継続して看護能力の向上と新たな力の開発に努めることが重要であるとしている。それを実現するためには、博士後期課程においてより質の高い看護教育を行い、高度な能力と高い意識をもつ実践者・管理者・教育者・研究者を県内看護界に送り出すことが、国立大学としての三重大学の責務であるとし、県内看護教育のオピニオンリーダーとして一層質の高い看護教育策の充実に図り、幅広い視野をもち協働できる高度看護専門職業人の養成に取り組むことを強く要望している。

県内の看護大学は、国の看護教育の動向を受け、三重県内の看護の質を高め、看護学の

学術的発展を促進させるためには県内に看護学博士課程を早急に設置することが喫緊の課題であるとしている。県内に看護学の学士課程から博士課程までのすべてのキャリアパスが用意されていることが、県内で看護基礎教育および修士課程教育を受けている学生・修了生、さらに近い将来県内で看護学を学ぼうとする若者にとっても重要であるとしている。さらに、県内の看護系大学の教員の教育研究力を高め、大学間の研究活動が活発となることで、県内の大学が看護学の学術的発展と質の向上という同じ目標に向かって進むことができ、より魅力ある三重県の看護を創っていけるとして、早急な看護学博士課程の設置を要望している。

なお、三重県からは、看護職員確保対策の企画立案や政策提言を行える看護職リーダー、独自性のある看護システムやキャリアパスを含めた教育カリキュラムの開発等を行える教育者、看護職員の離職防止や勤務環境改善等の医療機関における組織マネジメントの推進者、国際連携において活躍できる看護職、これら幅広い視野と地域の実情を踏まえた発想ができる人材の輩出を期待するとの意見書が届いている。

以上のように、三重県内の看護職能団体、看護教育機関等から、幅広い視野をもち多機関の連携を推進しながら、高度な看護専門職業人および教育研究者の早急な養成が求められている。

【資料 1 - 1】 三重県の地勢的・社会的特徴と健康課題

【資料 1 - 2】 三重県看護協会からの要望書

【資料 1 - 3】 鈴鹿医療科学大学看護学部からの要望書

【資料 1 - 4】 三重県からの意見書

3) 全国的視野からみた要望

我が国の医療・保健現場においては、高度先進医療の拡大や様々な医療技術の高度化が進み、看護の質の向上が求められている。平成 23 年の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」では、教育者・研究者の養成の充実、及び看護学の学術的発展という点からも博士課程教育の充実があげられている。

さらに、平成 26 年 4 月現在で、日本看護系大学協議会の会員校は 234 校に及んでおり、今後ますます開設が予想される中、看護系大学教員の質の確保も課題となっている。教育内容に責任を負う立場の教授、准教授は博士取得者を基本としているが、看護学の博士号取得者が十分ではない現状であるとともに、三重県も看護系大学教員の質の担保や教育力の充実が課題となっており、県内では、看護師不足の解消に向けて看護大学の増設も予想される。

大学教育の質を担保し、教育力と研究力のある教員を養成するためには、博士課程の設置が必須である。県内には博士課程（看護学）を設置している大学がないため、本学に博士課程が設置されることにより、看護の質を高め、看護学の学術的発展を促進させること

が可能となる。

4) 本学の保健系分野（看護学）ミッションの再定義

再定義したミッションでは、地域の看護専門職の能力向上と適正配置による地域における先進医療、地域保健の維持発展を図るため、三重県内の看護系大学や病院と連携するとともに、看護教育における指導的役割を果たすことを掲げており、国立大学改革プランを踏まえた早急な実現を目指している。

5) 平成 28 年度に博士後期課程を設置する理由

本学における平成 14 年の修士課程看護学専攻の円滑な設置は、地域や国内の社会的ニーズに応えたものであり、専門機関の教育・研究者および高度看護実践者、保健医療現場のリーダーと、社会的ニーズの高い人材の育成に重点を置くことを理念とし、地域に根ざした地域圏大学として保健医療の発展に貢献している。

特に、高度看護実践者養成のためのがん看護専門看護師コースは、他の国立大学に先立って開設され、三重県をはじめとする東海地域、関西地域、関東地域の病院や地域医療へ修了者を輩出し、がん看護分野の発展に多大な貢献をしてきた。つまり、修士課程修了者はそれぞれの専門分野における課題の解決に取り組み、一定の成果をあげているところである。

しかしながら、その成果を組織の変革やシステムづくり、さらに多機関の連携・協働を進めて地域における保健医療福祉体制を変革させるまでには至っていない。看護職が看護に対して高いモチベーションをもち続け、活動の成果を組織や地域の変革またはシステムづくりに反映させていくためには、博士後期課程の教育により、研究者としての高い自立性を培っていくなかで、保健医療の状況や変化を捉えて将来に向けた解決策を探り、その解決のために組織や地域の変革を可能とする人材、そして幅広い視野をもちながら看護学の発展に真に貢献できる人材の育成が不可欠である。

これらの状況に対して早期に対応するため、博士後期課程（看護学）を設置することで、三重県内の看護教育における指導的役割を果たし、看護の質の向上に貢献することが本学の使命であると考えます。博士後期課程の設置により、幅広い視野をもちながら看護学の発展に真に貢献できる人材の育成が可能となり、地域圏大学である三重大学の将来構想の達成に向けて教育・研究拠点の強化が可能となる。

3. 教育研究上の理念と目的

本博士後期課程は教育研究の理念として、「豊かで幅広い学識から創造的な研究を生み出し、看護学研究成果を地域社会に還元するとともに地域連携体制を創出し、人々の健康と福祉の向上と看護学の発展に寄与する人材の育成」を挙げ、地域および国際社会に貢献することを掲げる。

博士後期課程は、看護学の専門分野から事象の詳細を掘り下げて追究し、他の看護学分野や他の学問領域等と協働しながら、看護学の専門分野における新たな知見を導き出し、独自性豊かで地域に役立つ看護学研究成果を生み出す「俯瞰的視野」を持った人材を育成し、かつ、優れた看護学研究成果を世界に発信することを目的とする。

「俯瞰的視野」とは、物事の全体を見渡して広く要因のつながりを捉えて課題を考究できる能力をいう。例えば、看護学の専門分野の思考で捉えた事象の知見に対し、他の学問領域等の知識を取り込んで看護学の視点に戻り、事象を捉え直すことで新しい発想を生み出すことを俯瞰的視野の獲得と考える。そのためにグローバルな連携による先進的な研究成果をあげている本学医学系研究科と産学官連携による革新的な研究成果をあげている本学地域イノベーション学研究科に蓄積された教育・研究資源を取り入れ、看護学専門分野の研究を発展させるための教育・研究体制をとる。

医学系研究科は「地域と世界から学ぶ」を理念に、国際社会での実践を重視し、国際的に活躍できる人材を育成している。これらの実績に基づく国際共同研究と国際医療活動、人材育成ネットワークの方法と知識が医学系研究科に蓄積されている。一方、地域イノベーション学研究科は、日本で初めて三重大学に設置された研究科である。イノベーションとは、モノ・技術・人・組織・社会の新しい結合、新しい基軸の創出を意味する。この研究科では、産学官連携活動を通じた研究成果を生み出すことのできるプロジェクト・マネジメント能力をもった人材を育成している。具体的には、新製品開発を通じた新規事業の実現までのプロジェクトをマネジメントする能力の育成である。このようなモノづくりの発想による研究成果を地域貢献につなげている。

これら2つの学問領域の教員による教育の機会は限られているが、看護専門分野の講義の中に両学問分野からの合同講義を入れることにより、学生は視野を広げて課題を考究する重要性を学ぶことができる。次に、両学問分野の教員が合同討論会に参加することにより、学生自らが俯瞰的に考究した研究プロセスについて客観的評価を受け、看護学専門分野の研究の発展を目指す。さらに、意義のある研究にするため現場実践者や行政関係者等との連携から、幅広い知識を取り込んで思考を広げる中で俯瞰的視野を獲得することができる。これらにより、地域に役立つ看護学研究成果を生み出すことができる。

本博士後期課程修了者は、豊かな研究能力を備え、大学や保健医療福祉施設等において自立的に看護学の研究を積み、看護学の理論構築に貢献することが可能となる。また、本課程は、優れた看護学研究成果を世界に発信することで、地域および国際社会への貢献と看護の質の向上の拠点となることを目指す。

4. 領域・分野設定の考え方

本博士後期課程は、看護専門職者を育成する既存の学士課程と、高度な看護実践能力を育成する既存の修士課程を基盤として設置する。今回、修士課程を博士前期課程に変更して前期・後期区分制の博士課程とし、博士課程看護学専攻として系統立てて人材育成をし

ていく。

学士課程教育では、各看護学専門分野を基本とする教育を行っており、これにより看護師・保健師・助産師の看護専門職業人を育成している。

博士前期課程（修士課程）では、看護実践に基づく研究の基礎的能力と専門分野におけるより高度な実践力を養い、社会のニーズに沿った高度な専門性を備えた人材育成をすることを目的としている。「基盤看護学領域」（看護教育学、実践基礎看護学）、「実践看護学領域」（成人看護学、がん看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護・助産学）、「広域看護学領域」（ストレス健康科学、精神看護学、地域看護学）の各看護専門領域を基盤とした高度専門職業人の養成を行っている。なかでも、「実践看護学領域」の「がん看護学分野」と「老年看護学分野」には専門看護師コースを併設しており、専門分野に特化した高度専門職業人の養成を行っている。このように、博士前期課程では、看護実践に基づく高度な専門性の探究を行うため、看護の実践力が求められ、専門職業人としての一定の実務経験を経てからの学修が望まれる。

本博士後期課程では、これまでの博士前期課程（修士課程）で培った高度な専門性と教育研究活動の成果を基盤とし、看護学の専門分野から事象の詳細を掘り下げて追究し、他の看護学分野や他の学問領域等と協働しながら、看護学の専門分野における新たな知見を導き出し、独自性豊かで地域に役立つ看護学研究成果を生み出す「俯瞰的視野」を持った人材を育成する。そのため、複雑・多様化している社会のなかの健康問題に関する事象の全体像をとらえ、必要とされる介入を導き出し、より本質的に看護学研究のありかたを追究できるように専門領域を設定することが重要であると考え、博士前期課程（修士課程）の3領域を統合し、1領域として「看護学領域」を設置する。つまり、博士後期課程では、博士前期課程（修士課程）までの教育によって培われた看護の各専門領域の専門性を活かし、複数の看護専門領域の視座から看護学を総体的に捉えた上で、各看護学分野を再編・統合して教育研究にあたることとした。

本博士後期課程では、地域の健康課題に即した看護学研究に焦点を当て、看護学の専門性を深く考究できる研究分野となることを考慮し、看護学領域のなかに6つの専門分野を配置した。

そのうち、人材を育成する基盤である教育に研究の焦点をあてた「看護教育学」と、生活環境汚染による健康被害などの健康障害をもつ人への生活支援に研究の焦点をあてた「実践基礎看護学」、地域社会に根差した看護活動を予防的・健康増進的視点から探究することに研究の焦点をあてた「地域看護学」の3分野は、博士前期課程（修士課程）から博士後期課程へと継続して設定し、博士前期課程（修士課程）の研究を、より広くより深く探究することを目指すものとした。

また、人間の発達と健康状態の変化を包括的に取り込み、新たな3分野「成熟期看護学」「母子看護学」「精神・ストレス健康科学」を設定した。

高齢化の著しい地域特性から成人看護学と老年看護学を包括的に捉え、この年代の主要

な死亡原因である「がん」に焦点を当てたがん看護学を統合させ「成熟期看護学」を設定した。成熟期看護学では、成人期から老年期にある人々が自分や家族の病気や老いおよび死と向き合いながら円熟に向けて変化していく一連の時期を成熟期と捉え、その視座を研究に反映させることを目指す。成熟期看護学では、がん看護学及び老年看護学の専門看護師コース修了生は、「専門看護師」としての実践を積む中で問題解決能力および多職種と協働する素養を備えている。博士後期課程で他の学問分野の専門家等と協働して課題に取り組む過程において、研究能力を培い、自身の専門性を深める。

少子化が進んでいる地域特性をふまえ、人の生命の誕生から育成の過程を包括的に捉え、母子と家族の健康問題に関する看護学研究へと深化させるため、母性看護学と小児看護学を統合し、「母子看護学」を設定した。この統合により、母（または親）と子という個別の存在が及ぼし合う相互作用を探究し、成育看護にむけた切れ目のない看護支援を研究することを目指す。

地域の経済産業事情により、ストレスが多い特性をもつ地域もあり、人の生活において体験する多様なストレスに関して精神看護学を包含した視点から包括的に捉え、看護学研究へと深化させるため、ストレス健康科学と精神看護学を統合し、「精神・ストレス健康科学」を設定した。この統合により、ストレスが心身に及ぼす影響を理解し、科学的根拠に基づいて、ストレスを緩和する実践的方法を発展させ、その結果について検証しながら、さらに研究を発展させていくことを目指す。

本博士後期課程では、博士前期課程（修士課程）で培った専門分野での高い学識をさらに継続的に学修し、高度な研究能力を修得できる分野設定となっている。博士前期課程（修士課程）を修了後、直ぐに博士後期課程に進学する場合や、高度な専門性を発揮して専門職として活動した後に進学する場合等、学生の関心やキャリア形成に対する希望に応じて、選択可能な履修モデルが提示できる。また、修了後は、高等教育研究機関の教育研究者や保健・医療・福祉機関における高度専門職業人としての役割が期待されるが、博士後期課程では区別のない一体の教育課程で教育を提供する。そのため、学生のキャリア形成の希望に応じた進路選択が可能であり、修了後の更なる専門性の向上が期待できる。

例えば、博士前期課程（修士課程）においてがん看護専門看護師コースを修了し、専門看護師としてがん看護分野での実践を積み重ねた修了生が博士後期課程に進学する場合、「成熟期看護学」分野で高度な研究能力を修得し、専門分野の更なる探究を行い、がん看護学の学問分野の発展に貢献できる人材となる。

この教育研究体制により、優れた教育研究者と高度専門職業人の育成を目指すことが可能となる。

【資料2】学士課程と博士課程看護学専攻との関係概念図

5. 育成する具体的人材像と修了後の進路

1) 育成する具体的人材像

本博士後期課程では、「俯瞰的視野」を重要な要素とし、以下の3つの特性を掲げた人材を育成する。

- (1) 俯瞰的視野で物事を捉え、顕在および潜在する地域社会のニーズを発見し、研究的視座で探究することができる人
- (2) 地域社会の課題に対峙し、それを解決するための新しい概念や方法を学際的な協働によって見出し、実行していくことができる人
- (3) 教育・研究や看護実践に関してオピニオンリーダーとしての責任を果たすことができる人

2) 修了後の進路

(1) 高等教育研究機関における教育研究者

修了者は、主として看護系大学で教育・研究に携わり、博士課程で培った教育研究能力を発揮することが期待できる。近年、三重県や東海圏は看護系大学が増設され、教員の確保が喫緊の課題となっている。そこで、修了者が高等教育機関において教育・研究に携わることができれば、効果的な人材育成に発展すると期待できる。現在、看護系大学教員として従事する者の看護学の博士号取得者は十分ではない現状にあり、高等教育機関における博士課程修了者へのニーズは非常に高い。

(2) 保健・医療・福祉機関における高度専門職業人

修了者は、保健・医療・福祉に関連する実践現場に従事し、博士後期課程で培った教育研究能力を発揮することが期待できる。例えば、修士課程において専門看護師コースを修了した後に博士後期課程で修学した者は、本博士後期課程で培った俯瞰的視野、すなわち看護学以外の学際領域、実践現場、行政、地域と協働できる研究実践能力を備えることとなり、保健・医療・福祉機関で、より高いリーダーシップを持って複雑な問題を解決する能力を発揮することが期待できる。

病院管理者（10機関20人）からのアンケート調査の結果（複数回答）は、臨床現場における実践経験豊かな看護師が博士課程へ進学することに関心がある（25%）、看護職者がキャリア向上の活性化に活用することを期待している（25%）、博士課程修了者が修得した最先端の専門的知識や技術を駆使して院内の業務拡大へ貢献することに関心がある（17%）、博士の学位取得に伴う社会的責務を果たすことへ期待している（17%）であった。

この期待に沿うために、修了者が臨床現場や保健福祉施設に従事するニーズは非常に高い。

II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

博士後期課程は、看護学の専門分野から事象の詳細を掘り下げて追究し、他の看護学分野や他の学問領域等と協働しながら、看護学の専門分野における新たな知見を導き出し、独自性豊かで地域に役立つ看護学研究成果を生み出す「俯瞰的視野」を持った人材を育成し、かつ、優れた看護学研究成果を世界に発信することを目的とする。

よって、学位の名称を「博士（看護学）」「Doctor of Philosophy in Nursing」とする。

なお、現在の修士課程を「博士前期課程」と名称変更し、新たに博士後期課程を設け、医学系研究科看護学専攻の課程を変更する。

研究科の名称	三重大学大学院医学系研究科 Mie University Graduate School of Medicine
専攻	看護学 Course of Nursing Science
新設する課程	博士後期課程 Doctoral Program
学位の名称	博士（看護学） Doctor of Philosophy in Nursing

III. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

複雑多様化する社会情勢、保健医療の高度化、三重県内の保健医療の現状を踏まえ、本博士後期課程は、看護学の専門分野の思考で捉えた事象の知見に対し、他の学問領域等の知識や思考方法を取り込んで看護学の視点に戻り、事象を捉え直すことで新しい発想を生み出す、俯瞰的視野の獲得を目指す。

本博士後期課程では、看護学の専門性を考究することに加え、革新的な思考方法の修得に向けて、国際共同研究や国際医療面での先進的な研究成果をあげている本学医学系研究科、産学官連携による研究成果をあげている本学地域イノベーション学研究科の教育研究資源を取り入れる。看護専門分野の講義の中に、この2つの学問領域の6分野合同講義を入れることにより、教育機会は限定的であるが、学生は視野を広げて課題を考究する重要性を学ぶことができる。また、両学問領域の教員が合同討論会に参加することにより、学生自らが俯瞰的に考究した研究プロセスについて客観的評価を受け、看護学専門分野の研究の発展を目指す。

さらに、研究課題を精練するため現場実践者や行政関係者等との連携から、幅広い知識を取り込んで思考を広げる中で、俯瞰的視野の獲得を目指す教育課程を編成する。

そのため、博士後期課程の教育課程は、1年次前期の「特論」で課題の要因を抽出し、「看

「看護学研究方法論」では要因を整理することを通して、「俯瞰的視野」の基盤を形成する。また、1年次後期の「演習」では要因に関する仮説を立て、「保健医療統計論」で習得した統計手法によって仮説を検証し、「俯瞰的視野」の基盤をより強固にする。これらによって習得した知識や技法を1年次前期から配置する後期看護学特別研究に反映させ、「俯瞰的視野」の修得を目指す。

○博士後期課程の教育課程区分

領域区分	専門分野 〈位置づけ〉
看護学領域	① 看護教育学 〈高度な看護専門職育成にむけた基盤形成〉 ② 実践基礎看護学 〈生活環境その他による健康課題への対応〉 ③ 成熟期看護学 〈成人期から老年期において、自分や家族の病気や老いおよび死と向き合いながら円熟に向けて変化していく人とその人を取り巻く人々が抱える課題への対応課題への対応〉 ④ 母子看護学 〈母子や家族への健康に関する問題への対応〉 ⑤ 精神・ストレス健康科学 〈精神の健康やストレス対処の探究〉 ⑥ 地域看護学 〈地域社会に根ざした看護活動に関する予防的視点からの探究〉

2. 教育課程の特色

1) 「特論」の教育方法

「特論」では、専門分野の研究課題に関して広範かつ深奥な探究を行い、課題に関する要因を抽出し、それら要因間の構造を明らかにすることにより研究課題の背景や意義を明確にすることを目的とする。そのために、①各分野における講義、②6つの分野の合同講義、③その後の各分野における講義、④合同のまとめで構成されている。

学生は自身の専門分野の「特論」を履修する。まず、各分野での講義（第1回～第4回）では、分野に必要な専門知識をもとに文献クリティークや議論により専門的視点から研究課題を探究し、要因を抽出する。次に合同講義（第5回～第7回）では、地域イノベーション、国際医療協力、人材育成ネットワーク形成などに精通する地域イノベーション学研究科と医学系研究科の教員から先進的な取り組みを学ぶ。ここでは、他学問領域の教員との議論を通して知識の増幅を図るとともに、その中から先進的なことへ取り組むための視点や手法を発想する力を磨き、多面的に思考する。他学問領域の教員と議論をする中で、専門性に潜んでいる思考の盲点や思考の偏りに気づき、それを分析し、レポートを作成する。

さらに、合同講義後の各分野の講義（第8回～第14回）では、合同講義後に提出されたレポートをもとに文献クリティークや議論を通して研究課題を捉え直し、専門分野の研究

課題の背景や意義を明確にすることにより、俯瞰的視野の基盤形成につなげる。科目担当者は、面接や討論により研究課題を捉え直すための示唆を与えることで、学生の俯瞰的視野の基盤形成に導く。

その後、学生は合同のまとめ（第15回）において、研究課題の探究過程を報告する。その中で、研究課題の学際的な位置づけや要因の構造に関する見識を発表し、博士後期課程の全教員と学生、他の学問領域の研究者、現場実践者・行政関係者等を交えて、研究課題を精練するために検討を行う。研究者だけでなく現場実践者や行政関係者等との議論により視野を広げ、理論と実践の乖離や不足点を見出し、研究課題を焦点化する。その後、参加者からの質問や意見に対して検討した内容を盛り込み、必要な学問領域の文献の追加等を通して、精練した研究課題のレポートを提出する。

「特論」の評価は、合同のまとめでの発表内容や講義終了後に提出するレポート等で行う。レポートには、専門分野の研究課題の探究過程、研究課題の背景(学際的な位置づけ)や意義(多面的に捉えた要因の構造)に関する論述、さらに合同のまとめの参加者からの質問や意見に対する適切な論述を求め、俯瞰的視野の獲得を評価する。

2) 「演習」の教育方法

「演習」では、「特論」で得られた専門分野の研究課題の要因とその構造に関して仮説を立て、これを検討する予備研究の過程において、学際的のみならず、現場、行政、地域を含む多面的な視点で議論することにより、研究課題を解決するよりよい研究枠組みと方法を開発することを目的とする。そのために、①各分野における議論、②6つの分野の合同討論会（前半・後半）で構成されている。

学生は自身の専門分野の「演習」を履修する。まず、各分野での演習（第1回～第5回）では、系統的文献レビューとクリティークにより研究枠組みと研究方法について議論し、予備研究の計画を立案する。続いて、前半の合同討論会（第6回～第7回）では、予備研究計画を発表し、他の学問領域の研究者、現場実践者・行政関係者等も交えて、予備研究計画の研究枠組みや方法の妥当性と実行可能性について討論する。合同討論会で提示された多面的視点に基づいた意見を参考に予備研究計画を修正し、提出する。

その後、学生は各分野での演習（第8回～第12回）において、合同討論会で提示された多面的視点を文献クリティークや議論を通して研究方法を明確にする過程で俯瞰的視野の基盤を強化する。その上で、予備研究を実施し、その過程と結果から研究方法の妥当性を評価する。科目担当者は、合同討論会で得られた多面的な視点を基に、面接や討論により研究計画を捉え直すための示唆を与えることで、学生の俯瞰的視野の基盤強化に導く。

さらに、学生は後半の合同討論会（第13回～第15回）において、予備研究の評価を発表する。前半の合同討論会と同様に他の学問領域の研究者、現場実践者・行政関係者等と議論し、自らの研究計画へ反映させる。討論会では、参加者との議論を通じて多様な価値を理解し、自らの意見や考えを説明する中で、多面的に研究方法を検討する。予備研究の

実施と多様な人との討論を重ねることにより、学際的な研究推進能力を高め、オピニオンリーダーとして教育・研究や看護実践を推進できる素養を高める。

合同討論会終了後、参加者からの質問や意見に対して検討した内容を盛り込み、必要な学問領域の文献等の追加により、研究課題の研究枠組みや方法の妥当性を俯瞰的に検討し、レポートを提出する。

「演習」の評価は、授業後に提出するレポート等で行う。レポートには、予備研究の枠組みや方法の妥当性と実行可能性に関する段階的な探究過程、予備研究の評価と討論会から多面的な考察を加えた論述、さらに参加者からの質問や意見に対する適切な論述を求め、俯瞰的視野の獲得を評価する。

3) 「看護学研究方法論」の教育方法

「看護学研究方法論」は、概念分析やマーケティング・リサーチ、実践的な健康支援につながる研究遂行のための研究法を学修することによって、「特論」で構造を明らかにした研究課題の要因を整理し、仮説を具現化するために概念の分析を行う手段を学修し、自ら独立して看護学研究を行うために共通する知識と技術を修得することを目的とする。この科目で学修する知識や技法を、同時期に進行している特論、後期看護学特別研究に反映できるように概念分析の講義を早い時期に配置している。この科目は、学生の専門分野にかかわらず、すべての学生が履修する。

まず、看護学の知や理論構築のために不可欠な概念分析を総論的な解説と演習を通して学修する。次に、医療情勢や社会情勢を系統的に捉え、産学官連携を視野に入れた解析法であるマーケティング・リサーチを学修する。この方法は、これまで看護学研究で取り入れられてきた研究方法とは異なる発想での方法論であり、最新の医療保健分野の研究や臨床看護実践のケアシステムなどの今日的課題をとらえ、その理解につなげる力となる。

さらに、実践的な健康支援につながる研究遂行のための新しい研究方法を学び、教育者・研究者に求められる批判力、倫理性、表現力を養う。また、研究倫理についての概説と課題の検討、研究に必要な資金獲得のための戦略、プレゼンテーション、英語論文の作成という研究に関わる重要な方略を学修する。

4) 「保健医療統計論」の教育方法

「保健医療統計論」は、高度な統計手法を用いた研究方法を学び、研究課題の要因に関する仮説を検討するための方法を学修することによって、演習の予備研究での活用や、自らの研究計画の分析方法に反映させることを目的とする。

この科目は、学生の専門分野にかかわらず、すべての学生が履修する。高度な研究方法として、多変量解析や共分散分析および構成概念間の関連性を解析する共分散構造分析を、理論を交えて学修する。さらに、研究課題に対する分析方法をエビデンスに基づいて構築するために、メタアナリシスを学修する。

これら各種の統計手法を「演習」での文献レビューや予備研究の段階から活用できるよう、使用する可能性が高い統計手法を早い時期に配置している。

5) 「後期看護学特別研究」の教育方法

「後期看護学特別研究」は、各専門分野の「特論」と「演習」、共通科目の「看護学研究方法論」と「保健医療統計論」で学修した内容を反映し、各専門分野教員の指導のもとに自らの研究課題を設定し、研究活動を展開して、質の高い博士論文を作成することを目的とする。また、研究指導は教員3名体制で行い、学生の専門分野の教員に加え、他の看護学分野の教員が副研究指導教員となり、多面的な視点で研究指導を受けられる体制となっている。さらに、必要に応じて主研究指導教員は、合同討論会に参加した他の学問領域の教員等に連携を要請し、指導体制の充実を図る。

博士後期課程の科目構成は、1年次前期の「特論」と「看護学研究方法論」、1年次後期の「演習」と「保健医療統計論」へとつながり、1年次前期から配置する後期看護学特別研究に学修内容を反映できる科目構成となっている。

自らの研究課題の設定には「特論」で培った多面的な視点で課題を検討する方法を活用し、研究方法の設定には「看護学研究方法論」「保健医療統計論」で学んだ専門的知識を活用する。そして、「演習」で実施した予備研究を通して培った学際的な研究推進能力のもとに、妥当性の高い研究計画を立案する。その成果は博士論文研究計画書となり、看護学研究計画審査会により、研究計画の適切性が審査される。

さらに、その後の後期看護学特別研究ではデータ収集・分析へと研究活動を展開させ、博士論文を作成していく。研究過程では、3名の研究指導教員から研究指導を受けるとともに、研究計画発表会や研究経過発表会、博士論文発表会により、看護学分野の全教員と他の学問領域の研究者、現場実践者、行政関係者等と、多様な立場での意見交換を行う。そして、研究指導教員の支援を受けながら多様な立場からの意見を吟味し、自らの研究の位置づけを捉え直す等、研究全体を俯瞰的視野で考究する能力を獲得していく。また、これらの場を通して、教育や研究、看護実践を推進するためのオピニオンリーダーとしての素養を培う。

後期看護学特別研究の評価は、提出する博士論文で行う。特論、演習で培った俯瞰的視野の基盤を研究課題や研究計画に反映していること、研究結果の解釈および考察に多様な学問領域の文献を活用していること、研究成果が看護学発展への展望のみならず、看護実践現場への応用や行政との協働、地域社会への貢献の観点を有していることにより、俯瞰的視野の獲得を評価する。

【資料3-1】教育課程等の概要

【資料3-2】授業科目の概要

【資料3-3】授業構造図

【資料 3 - 4】 専門授業科目（特論）の概要図

IV. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方と教員の配置計画

博士後期課程は、専門性の高い知識や研究技法を教授するために、講義・演習科目の授業内容に沿った教育研究実績を有する教員が担当する。特論と演習では、オムニバス形式あるいはゼミ形式で教授できるよう、複数の教員を配置している。

研究指導は、看護学並びに関連する社会学や医学等の博士の学位を有し、修士課程における研究指導の実績がある教員による複数体制をとる。専門分野が異なる複数の教員が指導に関与することにより、学際的な視点で研究支援ができることを目指している。

【資料 4】 授業科目別担当教員一覧表

2. 教員の年齢構成

教員組織は、完成年度においても 40 歳代から 60 歳代（65 歳未満）と世代間でバランスの取れた教員構成となっている。

また、教員の定年は、本学の「国立大学法人三重大学職員就業規則」第 21 条第 1 項第 1 号において、満 65 歳と規定している。これに加え、運営上特に必要となる学生への教育及び研究指導に従事する者については、65 歳を超えて特任教員（教育担当）として採用する制度を整備している。

これら教員の年齢構成と特任教員制度の運用により、博士後期課程における教育研究活動の水準維持と次世代に向けた実績の伝承が可能な教員組織体制となっている。

V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法に関する基本的な考え方

本課程は、看護学の専門分野から事象の詳細を掘り下げて追究し、他の看護学分野や他の学問領域等と協働しながら、看護学の専門分野における新たな知見を導き出し、独自性豊かで地域に役立つ看護学研究成果を生み出す「俯瞰的視野」を持った人材の育成を目指し、複数の看護学専門分野の教員による指導体制をとり、学生の経験、志向、能力などに十分配慮した研究指導を行う。講義は幅広く知識を得られるようにオムニバス形式で行い、討論を重視する。

2. 履修指導

入学時のオリエンテーションにおいて、教育課程及び履修方法に関する全体のガイダンスとともに履修指導を行う。履修指導は、主研究指導教員が行い、学生の将来の進路や希望、入学時における研究能力の状況、適性を踏まえ、知識の効果的な習得を支援するため、履修すべき科目を履修モデルにより提示し、履修計画を指導する。

長期履修制度を利用した場合は、修業年限を4年として教育課程を履修できるように指導する。

【資料5-1】看護教育学分野での履修モデル

【資料5-2】地域看護学分野での長期履修モデル

3. 研究指導

研究指導は、1名の主研究指導教員と2名の副研究指導教員による複数体制とし、研究指導体制を強化した。主研究指導教員は、学生が出願時に希望した教員とし、学生の履修指導及び学位取得のための研究指導を行う。副研究指導教員(2名)は主研究指導教員が学生との協議により決定することとし、学際的視点を高められるように、一人は異なる専門分野の教員を副研究指導教員とする。また、副研究指導教員は、研究指導において主研究指導教員を補佐、助言する。

研究指導科目として「後期看護学特別研究」(8単位)を設け、主研究指導教員及び副研究指導教員(2名)が学生の理解度、進捗度を把握・評価しながら3年間を通して段階的に指導を行う。長期履修制度を利用した場合は、3年間での研究指導に準じ、4年間を通して段階的に指導を行う。

【資料5-3】学習活動と研究指導の内容とスケジュール概略

【資料5-4】長期履修における学習活動と研究指導の内容とスケジュール概略

1) 1年次

(1) 研究課題の設定と研究計画書の作成

学生は、特論の6科目や看護学研究方法論で俯瞰的視野の基盤を培い、研究課題の絞り込みを行い、主研究指導教員及び副研究指導教員との間で十分な検討を行った上で、9月までに博士論文の研究課題を設定する。また、演習の6科目で他看護学分野や他の学問領域、現場実践者、行政関係者等との議論や保健医療統計論のなかから、研究デザイン、研究方法等を検討する。そして、主研究指導教員及び副研究指導教員の定期的な指導を受け、後期看護学特別研究で研究計画書の作成を行い(9~12月)、1月に研究計画書を看護学研究計画審査会(以下「研究計画審査会」という。)へ提出する。

(2) 看護学研究計画審査会、医学系研究科・医学部研究倫理審査委員会の審査

研究計画審査会は、看護学専攻博士後期課程の研究指導を担当する教員で構成する。研究計画審査会は1月に開催し、提出された研究計画書が博士論文として妥当な研究計画となっているか否かの視点から審査する。学生による研究計画の説明・質疑応答を行い、必要があれば修正の上、構成員の3分の2以上の可の判定をもって承認する。その後、2月に研究計画発表会を行う。研究計画発表会は、博士前期・後期課程を担当する看護学専攻の全教員と博士前期・後期課程の全学生の参加を原則とする。また、コメンテーターとして他の学問領域の研究者や現場実践者、行政関係者等の参加を求める。

医学系研究科・医学部研究倫理審査委員会（以下「研究倫理審査委員会」という。）への申請書類を作成し、提出する（2月）。3月に開催される研究倫理審査委員会では、研究計画書の倫理面について審査を行い、研究対象者に与える負担、インフォームドコンセントのための手続き、個人情報の保護のための方策、その他研究を実施する際の倫理的な問題について審査する。また、研究を実施するために他施設の倫理委員会の承認が必要な場合には、当該施設での倫理委員会の審査を受ける。審査に合格後、学生は研究計画書に基づいて研究活動を展開し、主研究指導教員及び副研究指導教員から指導を受ける。

(3) 副論文の指導

副論文は、博士論文に関連した論文で、学位審査時から遡って過去5年以内に学術雑誌に査読付き論文として掲載された研究業績であることを基準とする。この論文は、学生が博士論文を作成するにあたり、博士論文の研究の前提となる研究を行っていて、博士論文の科学的信頼性を担保できるかどうかを判定する材料となる。基準に合う副論文がすでにある場合を除き、副論文作成の指導を行い（10月～3月）、博士前期課程における研究成果を査読のある学術雑誌に投稿を促す。あるいは、博士論文の研究の前提となる文献検討または予備調査を副論文にできるよう、査読のある学術雑誌への投稿を促す。

(4) 地域イノベーション学研究科博士後期課程「地域新創造マネジメント特論Ⅰ」の聴講

他の学問領域の知識や思考方法を学び、自らの知見へ融合し、俯瞰的視野の基盤形成を目的として、1年次前期に、地域イノベーション学研究科博士後期課程で開講されている「地域新創造マネジメント特論Ⅰ」を聴講する。この科目は、研究開発プロジェクトの立案から研究開発の実施計画、マーケティングなどの検討を含む事業の企画・実行・運営に関する総合的なマネジメントについての基礎能力を養うことを目指している。

学生は、他の学問領域の博士後期課程の学生および指導者とのシミュレーション演習、想定される問題とその解決策を考察する議論を体験することにより、他の学問領域の知識や思考方法を学び、自らの知見へ融合し、俯瞰的視野の基盤形成を目指す。

研究指導教員は、学生が聴講することで得た多面的な視点を研究課題の捉え直し、研

究計画の立案に反映するために、「特論」、「演習」、「後期看護学特別研究」において、面接や討論により示唆を与えることで、学生の俯瞰的視野の基盤強化に導く。

2) 2年次

10月に開催される研究経過発表会に向け、主研究指導教員及び副研究指導教員は引き続き指導する。博士前期・後期課程を担当する看護学専攻の全教員と博士前期・後期課程の全学生の参加を原則とし、他の学問領域の教員や実践者・行政関係者等の参加も求め、論文指導に反映させる。研究経過発表会では、研究計画及び現時点までの研究成果について発表することにより、主研究指導教員及び副研究指導教員以外の教員や実践者などによる課題等の指摘、助言、指導を受ける貴重な機会となる。その後、主研究指導教員及び副研究指導教員は、発表会での意見陳述や指摘等を踏まえて論文の全体構成などについて指導し、続けて博士論文の作成指導を行う。

3) 3年次

一年を通じて主研究指導教員及び副研究指導教員は、博士論文完成に向けた指導を行う。10月に開催される予備審査では、主査及び副査からの助言を受け、主研究指導教員及び副研究指導教員は、論文の完成度のさらなる向上と完成を目指して学生指導を継続する。その後、2月に開催される公開審査会にて学位審査を受ける。その結果を受け、博士論文（学位論文）の最終完成と博士論文発表会（3月）に向けて指導を行う。

4. 学位論文審査

1) 学位論文審査体制

予備審査及び学位論文の審査体制として、看護学専攻博士後期課程の研究指導を担当する教員で構成する学位論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）を組織する。論文審査委員会は、構成員3名を論文審査委員（主査1名・副査2名）として選出する。論文審査の主査は、主研究指導教員を除くこととし、2名の副査は、主研究指導教員または副研究指導教員を含む論文審査委員会の構成員から組織する。また、提出された論文の研究内容・方法に精通している他の学問領域の教員や、他大学・研究所等の教員を含めることができることとする。

2) 予備審査

予備審査では、提出された論文が博士論文として妥当な研究の内容となっているか否かの視点から審査する。

学生は論文審査委員会へ予備審査論文を提出する（9月）。学生からの予備審査論文提出に基づき、論文審査委員会の構成員3名（主査1名・副査2名）を決定し、非公開で予備審査論文を審査する。主査及び副査は、予備審査において論文の完成状況の確認を行い、

最終論文提出にむけた助言を実施する。主研究指導教員及び副研究指導教員は、助言を活用し、論文の完成度のさらなる向上を目指して学生指導を継続する。

3) 学位審査

学生は学位論文としての博士論文を論文審査委員会へ提出する（1月）。博士論文には、過去5年以内に学術雑誌に査読付き論文として掲載された研究業績が副論文として含まれていることを条件とする。

論文審査委員会は、公開審査会を開催し（2月）、論文内容及び最終試験（口頭試問）を行い、審査原案を作成し、看護学専攻長に報告する。

論文審査委員会で審議し、構成員の3分の2以上の可をもって合格と判定し、医学系研究科教授会等の議を経た上で博士（看護学）の学位を授与する。

5. 修了要件

修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、専門科目のうち必修科目8単位及び選択科目から4単位以上、共通科目の必修科目4単位、合計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

VI. 施設・設備等の整備計画

1. 研究棟・研究室等の施設・設備

学業の場となる新医学棟は、早朝から深夜まで入構可能で24時間退出可能となっており、医学部図書館、学務事務室、医学部附属病院へ効率的にアクセスできる構造となっている。また、新医学棟は、看護学科及び修士課程（博士前期課程）の専用校舎であり、博士後期課程に必要な研究室（院生室）がすでに整備されている。

1) 研究室（院生室）

現在、看護学修士学生用の研究室は3部屋あり、博士後期課程入学生（3名定員）は、同年度入学の博士前期課程入学生（11名定員）とこれらの研究室を共有し、研究室が有効活用され院生同士が交流することで研究や学業に関する情報交換ができる。また、博士後期課程開設に伴い博士前期課程の入学定員は現在の16名から11名とし、看護学専攻全体の収容定員は32名から31名となるため、研究室および備品の充足に問題はない。

研究室は夜間の授業に対応し常時研究が可能のように24時間使用可能で、備品の補充と管理が定期的に行われている。また、院生の学業や研究をサポートするために、ボイスレコーダーの貸出の他、ノートパソコンの大学構内での使用が可能となっている。

○研究室（院生室①～③）の状況

名称	面積	収容定員		備品
		博士前期課程	博士後期課程	
院生室①	34m ²	11	3	机 椅子 テーブル パソコン プリンター ロッカー
院生室②	34m ²	11	3	
院生室③	43m ²	11	3	

2) 講義室

現在、看護学科講義室として、大講義室（3）、グループ学習室（1）等があり、学部生と共用している。修士学生共通の授業は主にグループ学習室で夕刻に開講されているため、学部の授業と重複することはない。博士後期課程の共通の講義も開講時間が配慮され、グループ学習室、教員の研究室、その他の共同利用研究室で開講可能であるため、あらたに講義室を整備する必要はなく、現在の設備を有効活用できる。

3) その他の設備

本学に隣接した三重大学医学部附属病院内の郵便局、学内の2ヶ所の大学生協、コンビニエンスストアも学生生活を支える。また、大学生協を通じて必要な文具や図書を購入することができる。新医学棟の学生ホールは、看護学科学部生と共用でき、学生の精神衛生上有用な場所となる。さらに新医学棟の情報ステーションにはパソコンが30台設置され、学部生との共有使用が可能である。

2. 図書館

本学には附属図書館と医学部図書館が設置されている。医学部図書館は大学院生研究室と棟続きの利用しやすい位置にあり、看護学、医学、保健学に関連する図書が中心に蔵書されている。医学部図書館の蔵書数は、和書約20,000冊、洋書約20,000冊、和雑誌約400タイトル、洋雑誌約750タイトル、となっている。加えて全学部が共有して使用する附属図書館も同一キャンパス内にあり、その蔵書数は、図書941,804冊（うち洋書231,053冊）、雑誌18,306タイトル（洋雑誌5,907タイトル）、電子ジャーナル15,000タイトルと充実しており、今回の看護学博士後期課程の設置に際して、あらためて図書館を整備する必要はない（附属図書館蔵書数には医学部図書館の蔵書数を含む）。

所蔵については、オンライン蔵書検索システムの三重大学OPACを利用し、学内外の端末から検索が可能である。所蔵が無い場合は、図書館相互貸借のサービスを利用し、三重大学図書館HP上より他大学図書館等から文献複写や現物貸借による取り寄せの依頼が可能である。医学部図書館の開館時間は、平日土日祝日ともに9時から24時であり、学生証があ

れば自由に入退館し、利用することができる。

VII. 既設学部（修士課程）との関係

既設の修士課程では、社会のニーズに応えるべく、専門知識・技術を備え、科学的判断・論理的思考に基づく看護介入ができる高度看護実践者、あるいは看護ケア・看護教育・看護システムの改善において指導性を発揮できる看護専門職者を育成することを目的としており、「基盤看護学」「実践看護学」「広域看護学」の3つの専門領域で構成している。博士後期課程では、この3つの領域を統合・発展させた一領域とし、修士課程で培った専門性をより高度に特化させ、豊かな人間性を基盤とし、俯瞰的視野をもって看護の質の向上に寄与できる人材を育成する教育内容へと発展させる。

【資料6】 既設学部と博士課程看護学専攻との関係

VIII. 入学者選抜の概要

1. アドミッションポリシー

本博士後期課程は、課題が起っている要因や背景を客観的に眺め、解決することの意義を明確にし、課題を解決するための新たな発想を生み出すことができる「俯瞰的視野」をもった人材の育成を目的とする。したがって、入学時には以下の人材を求める。

- 1) 看護学の専門的知識をもち、創造的・論理的思考能力を有する人材
- 2) 対象や組織、地域における課題をもち、課題解決に向けて他の学問領域等と協働しながら積極的に取り組もうとする人材
- 3) 豊かな人間性と倫理観をもち、研究的視点から看護課題を解決する意欲のある人材

2. 出願資格

博士後期課程に入学することができる者は、以下の条件を満たす者とする。

- 1) 修士の学位を有する者、あるいは前年度3月までに授与される見込みの者
- 2) 文部科学大臣の指定した者
- 3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 4) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

3. 入学選抜方法

筆記試験の成績、面接および出願書類の内容を総合的に判断する。

1) 筆記試験

英語および専門科目

2) 面接試験

これまでの研究（修士論文の研究を含む）及び今後の研究計画の概要等についてプレゼンテーションを行う。

IX. 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

1. 目的及び必要性

本博士後期課程は、課題が起っている要因や背景を客観的に眺め、解決することの意義を明確にし、課題を解決するための新たな発想を生み出すことができる「俯瞰的視野」をもった人材の育成を目的とする。そのためには、保健・医療・福祉分野での看護実践や教育機関等に就業している学生が望ましい。これらのことより、継続しながら就学できる環境を提供する為に、本課程において大学院設置基準第 14 条に定める教育方法を実施する必要がある。

2. 修業年限

博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。在学期間は標準修業年限の 2 倍の年数を超えることが出来ない。但し、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出た場合は、その計画的な履修（以下「長期履修」という）を認め、修業年限を 4 年とすることが出来る。長期履修の在学期間は入学時から通算するものとし、6 年を超えることは出来ない。

3. 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、履修計画について個別に学生の相談に応じ、随時面談等により指導・助言を行う。教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

研究指導においては、主研究指導教員に加えて副研究指導教員 2 名を配置し、研究指導体制の充実を図り、博士論文作成まで一貫した指導を行う。

4. 授業の実施方法

博士後期課程の授業は土曜日に開講するが、教育方法の特例による履修については学生

の希望に基づき研究指導教員が相談に応じ、夜間や休日等の特定の時間において授業を行う等の便宜を図る。

【資料7】博士後期課程時間割

5. 教員の負担の程度

看護学科では、博士後期課程担当の教員以外に助教以上の教員を12名配置しており、学部教育・大学院教育を行う上で、博士後期課程担当教員に負担が偏らないように調整できる体制が整っている。また、夜間開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務裁量労働制の適用に基づき勤務時間振り替え等の措置をとり、過剰な負担が生じないように調整を行う。

6. 施設設備等の利用や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

全学部の学生が使用する全学図書館や総合情報処理センターに加え、医学部附属図書館が設置され、通常期の土日祝日も開館し、大学院生の利用に対して便宜を図る。

情報処理については、情報ステーションに30台のパソコンが備え付けられており9時から24時まで使用することが可能であり、授業時間外も開放し利用しやすい環境の整備を行う。

7. 入学者選抜の概要

入学者選抜方法においては、筆記試験の成績、面接および出願書類の内容を総合的に判断することとし、入学試験において社会人特別枠は設けていない。しかし、面接ではこれまでの研究及び今後の研究計画の概要等についてプレゼンテーションを行うなど、社会人経験を基にして今後の展望を表現し得る場が設けられており、社会人としての経験を含めて総合的に評価できる内容となっている。

8. 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

博士後期課程設置に伴い、博士課程の教育の質を担保するため博士前期課程の入学定員を16名から11名へと改め、看護学専攻全体での収容定員を32名から31名へと減少させる。また、科目設定においても分野内で複数の教員が担当するなど、個々の教員への負荷を考慮した無理のない構成とする。さらに、博士後期課程の研究指導を担当する教員は、博士前期課程の共通科目の担当を減らすよう配慮する。

X. 管理運営

1. 医学系研究科看護学専攻における管理運営方法について

現在、大学院医学系研究科における教学面・人事面等の管理運営に係る事項は、医学系研究科教授会にて審議を行っている。この医学系研究科教授会の下、各専攻に専門委員会を置き、専攻ごとの教学面等に係る事項を審議することとしており、修士課程看護学専攻については、看護学専攻修士専門委員会（以下「修士専門委員会」）が担当している。

この修士専門委員会における具体的な審議事項は、教育課程に関する事項、学生の厚生補導に関する事項、入学、退学、休学、留年、除籍、懲戒等学生の在籍に関する事項、単位の認定及び修了に関する事項、学位に関する事項、その他看護学専攻修士課程の教育に関する事項としている。委員会の構成は、看護学科長が議長を務め、看護学科の専任教授及び看護学専攻修士課程の教育を担当する教員をもって組織している。

博士後期課程設置後は、既設の修士専門委員会を改め「看護学専攻博士専門委員会」とし、博士前期課程及び博士後期課程の学事に関する重要事項を取り扱い、審議事項は従来どおりとする。看護学専攻博士専門委員会は、看護学専攻長が委員長を務め、博士課程看護学専攻の教育を担当する教員をもって組織することとする。

2. カリキュラムの運営に関する仕組み

本学大学院学則第 23 条の 3 及び第 24 条に基づき、博士後期課程における授業科目、配当単位数、研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、三重大学大学院医学系研究科規程に定め、それに沿ってカリキュラムを運営する。

X I. 自己点検・評価

自己点検・評価を担当する組織として「三重大学大学院医学系研究科・医学部・附属病院自己点検・評価委員会」を設置しており、大学院医学系研究科、医学部、附属病院の部局全体に関する教育研究活動等の自己点検・評価を行っている。この体制の下、博士後期課程の設置後においては、新たな自己点検・評価として、大学院在籍の学生を参画させた看護学専攻独自の自己点検・評価に取り組む。

主な点検・評価対象は、教育活動と社会貢献活動を含む研究活動の 2 つである。教育活動は実施主体を F D 委員会とし、研究活動は「三重看護学誌」の編集を行う M N J 委員会（三重看護学誌編集委員会）とそれぞれ位置づけ、2 つの活動を「看護学科運営会議」（看護学専攻担当の教授で組織する会議）において最終評価し、評価結果についてはウェブサイトへの掲載によって公表する。

大学院生は、この自己点検・評価活動の中核組織と位置づける教員と大学院生の協働組織体に参画することとし、様々な教育研究活動のデータ集約・分析に取り組む。具体的な活動として、教育活動面では授業評価アンケート等の分析を、研究活動面では「三重看護学誌」編纂用として集約する研究活動の取組状況（外部資金への申請・採択状況、論文執

筆状況等)を分析し、改善・向上策を含めた自己点検・評価結果原案の取りまとめを行う。

この自己点検・評価は、組織的な改善活動を主たる目的としつつも、大学院生がこの活動へ参画することで、全体を俯瞰したマネジメント能力の修養につなげ、それぞれが将来活躍する教育・研究・管理の場に置いて、高い能力を発揮することを狙いとする。

この看護学専攻独自の取組のほか、これまで同様に大学執行部主導による大学機関別認証評価や、法人評価への対応による自己点検・評価に取り組むこととし、それらの結果は大学のウェブサイトに掲載し、公表する。

X II. 情報の公表

教育研究活動等に係る情報は、大学のウェブサイトを活用して積極的に公表しており、博士後期課程の設置後においても、基幹ツールとしてウェブサイトを活用していく。

教育研究上の目的をはじめとする学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定された情報の公表は、大学全体の取組みとして、引き続き本学のホームページ (<http://www.mie-u.ac.jp/disclosure/p172.html>) で公表していく。具体的には、基本組織、教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績、アドミッションポリシー、入試日程、入学者数、収容定員及び在籍学生数、卒業者数、進学者数、就職者数、就職先、授業科目、授業方法、授業計画、教育研究環境、入学料・授業料、修学支援等について掲載している。また、その他の情報として、設置計画履行状況報告書、自己点検・評価書、事業報告、財務諸表等をわかりやすく公表している。このほか、「三重大学全学シーズ集」(<http://www.crc.mie-u.ac.jp/seeds/>) では、各教員の教育研究活動に関する情報として、専門分野、研究テーマ、業績、社会活動等について、ウェブサイトを活用して広く発信している。

また、看護学専攻の情報については、医学系研究科のホームページ内において、教育内容をはじめとする看護学科及び看護学専攻に関する情報を掲載している。このほかウェブサイト以外の情報発信では、平成 26 年度に第 16 巻を刊行した「三重看護学誌」は原著、総説、報告、資料等、教員の専門的な教育研究活動の実績をとりまとめ、毎年発刊しており、博士後期課程開設後も継続していく取組みである。

X III. 教員の資質の維持向上の方策

博士後期課程を担当する教員は、大学院生に対する教育内容・方法、並びに研究指導の充実・向上を図るため、教育理念に基づいて各教員が求められる役割を果たし、機能することが期待される。

博士後期課程の教員が所属する現在の医学部看護学科では、FD委員会を設置し、今後

の看護学教育における方向性を考える示唆を得るために、毎年、教員研修会を実施している。内容としては、毎年 1 回教育講演会を実施し、学内の教員による公開授業を開催し、授業方法に関する勉強会を行っている。

これに加え、現在の修士課程では、教員のFDと位置づけられた研究交流会を毎年開催している。研究交流会は大学院生を交えて行われ、数名の教員が自身の研究内容を発表し、研究・教育能力の向上に努めている。

博士後期課程設置後は、教育目的・教育目標を踏まえて、教員の教育研究能力の水準が維持・向上されるよう、さらに研修会を加えるなどして、FD活動の充実・強化を図る。